

第百五十四回国会

参議院經濟産業委員会會議録第十七号

平成十四年六月四日(火曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

五月三十日

辞任

八田ひろ子君

五月三十一日

辞任

柏村 武昭君
加藤 修一君

六月三日

辞任

近藤 剛君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

保坂 三蔵君

山崎 力君

平田 健二君

本田 良一君

大島 慶久君

加藤 紀文君

小林 温君

関谷 勝嗣君

矢野 哲朗君

直嶋 正行君

藤原 正司君

築瀬 進君

若林 秀樹君

荒木 清寛君

松 あきら君

西山登紀子君

広野ただし君

衆議院議員

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

亀井 善之君

甘利 明君

細田 博之君

伊藤 達也君

斉藤 鉄夫君

小池百合子君

田中 慶秋君

達増 拓也君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

塩入 武三君

暖化問題を始めとして、地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすものであります。このようなエネルギーの重要性にかんがみ、これまで時代的要請に即応して、石油危機対策、省エネルギー・新エネルギー、原子力開発など、エネルギーに関する法律は個別に整備されてまいりました。

しかしながら、これらの対策は個別の対応を規定したものであり、エネルギーの需給に関する施策について、長期的、総合的かつ計画的に推進するための基本方針等は法定されていないのが実情であります。こうした事情にかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関する基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定める必要があると考え、本法律案を取りまとめた次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、エネルギーの需給に関する施策についての基本方針として、安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用等の三点を位置付けております。

第二に、国、地方公共団体及び事業者の責務並びに国民の努力について定めております。また、これらの各主体が、エネルギーの需給に関し、相互に協力することとしております。

第三に、政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画を定めるとともに、毎年、国会にエネルギーの需給に関する講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならないこととしております。

第四に、国は、エネルギーに関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めるものとしております。

以上が本法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(保坂三蔵君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴取いたします。田中慶秋君。

○衆議院議員(田中慶秋君) ただいま議題となりましたエネルギー政策基本法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その要旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、安定供給の確保に関し、エネルギーの需給に関する国際情勢を「エネルギーに関する国際情勢」に改めること。

第二に、環境への適合に関し、「化石燃料以外のエネルギーの利用への転換」を「太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換」に改めること。

第三に、市場原理の活用に関し、第四条第一項に「前二条の政策目的を十分考慮しつつ」を加え、同条第二項を削ること。

第四に、エネルギー基本計画に係る事項に関し、その一に、経済産業大臣は、エネルギー基本計画について閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を速やかに国会に報告しなければならないものとする。

その二に、「エネルギーの需給をめぐる情勢の変化」を「エネルギーをめぐる情勢の変化」に、「エネルギーの需給に関する施策の効果に関する評価」を「エネルギーに関する施策の効果に関する評価」に改めること。

その三に、エネルギー基本計画に検討を加える期間を「少なくとも五年」とから「少なくとも三

年ごと」に改めること。

第五に、エネルギーに関する知識の普及等に関して、国は、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるものとする。

以上であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(保坂三蔵君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終了いたしました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会

六月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、エネルギー政策基本法案(衆)(第百五十三回国会提出、衆議院継続審査)

エネルギー政策基本法案
エネルギー政策基本法

(目的)

第一条 この法律は、エネルギーが国民生活の安定向上並びに国民経済の維持及び発展に欠くことのできないものであるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共

団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに我が国及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(安定供給の確保)

第二条 エネルギーの安定的な供給については、世界のエネルギーに関する国際情勢が不安定な

要素を有していること等にかんがみ、石油等の一次エネルギーの輸入における特定の地域への過度な依存を低減するとともに、我が国にとって重要なエネルギー資源の開発、エネルギー輸送体制の整備、エネルギーの備蓄及びエネルギーの利用の効率化を推進すること並びにエネルギーに關し適切な危機管理を行うこと等により、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上及びエネルギーの分野における安全保障を図ることを基本として施策が講じられなければならない。

2 他エネルギーによる代替又は貯蔵が著しく困難であるエネルギーの供給については、特にその信頼性及び安定性が確保されるよう施策が講じられなければならない。

(環境への適合)

第三条 エネルギーの需給については、エネルギーの消費の効率化を図ること、太陽光、風力等の化石燃料以外のエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進すること等により、地球温暖化の防止及び地域環境の保全が図られたエネルギーの需給を実現し、併せて循環型社会の形成に資するための施策が推進されなければならない。

(市場原理の活用)

第四条 エネルギー市場の自由化等のエネルギーの需給に関する経済構造改革については、前二条の政策目的を十分考慮しつつ、事業者の自主性及び創造性が十分に発揮され、エネルギー需要者の利益が十分に確保されることを旨として、規制緩和等の施策が推進されなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、第二条から前条までに定めるエネルギーの需給に関する施策についての基本方針(以下「基本方針」という。)のつとめ、エネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

ルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に關し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、エネルギーの使用に当たっては、エネルギーの使用による環境への負荷の低減に資する物品を使用すること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動に際しては、自主性及び創造性を発揮し、エネルギーの効率的な利用、エネルギーの安定的な供給並びに地域及び地球の環境の保全に配慮したエネルギーの利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するエネルギーの需給に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の努力)

第八条 国民は、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに新エネルギーの活用を努めるものとする。

(相互協力)

第九条 国及び地方公共団体並びに事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体は、エネルギーの需給に關し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、エネルギーの需給に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、エネルギーの需給に關して講じた施策の概況に関する報告を提出しなければならない。

(エネルギー基本計画)

第十二条 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 エネルギーの需給に關する施策についての基本的な方針

二 エネルギーの需給に關し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 エネルギーの需給に關する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに關する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に關する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに關する施策の効果に關する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二

(国際協力の推進)

第十三条 国は、世界のエネルギーの需給の安定及びエネルギーの利用に伴う地球温暖化の防止等の地球環境の保全に資するため、国際的なエネルギー機関及び環境保全機関への協力、研究者等の国際的交流、国際的な研究開発活動への参加、国際的共同行動の提案、二国間及び多国間におけるエネルギー開発協力その他の国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(エネルギーに関する知識の普及等)

第十四条 国は、広く国民があらゆる機会を通じてエネルギーに対する理解と関心を深めることができるよう、エネルギーに関する情報の積極的な公開に努めるとともに、営利を目的としない団体の活用配慮しつつ、エネルギーの適切な利用に関する啓発及びエネルギーに関する知識の普及に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経済産業省設置法の一部改正)

第二条 経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一 エネルギー政策基本法(平成十四年法律第 号)第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に関し、同条第三項に規定する事項を処理すること。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 前三号に規定する事項に関し、経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

平成十四年六月七日印刷

平成十四年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

A